

「生産性向上設備投資促進税制」

これまでにない減税規模となった本制度が、いよいよ**本年3月末で終了**します。

当事務所の顧問先でも、この制度を活用し、税負担の圧縮につながったケースが多くありました。この制度は延長の予定がなく、本年3月末日で終了しますが、設備投資が節税に直結するこれまでにない制度ですので、今後の設備投資を検討する上での一つの判断材料となるように、この制度について再度ご紹介いたします。

なお、本制度には、“先端設備”を要件とする「A類型」と“生産ラインやオペレーションの改善に資する設備”を要件とする「B類型」の2種類がありますが、本年3月で終了するという時間的な要素を踏まえ、本年3月末日までに設備の導入・事業への供用が完了すれば適用される「A類型」のみをご紹介いたします。

要件



「機械装置」「工具」「器具備品」「建物」「建物付属設備」「ソフトウェア」のうち、下記要件を全て満たすもの

- a. 最新モデル** **b. 生産性向上**（年平均1%以上）

※ その他の要件：国内で使用されること、中古資産・貸付資産ではないこと 等

対象者



青色申告をしている法人・個人（対象業種や企業規模に制限はない）

税制措置



平成29年3月31日までに設備の導入及び事業への供用が開始された場合...

[特別償却]

- ・取得価額の50%。ただし、建物・構築物は25%。

もしくは

[税額控除]

- ・法人税額等の4%。ただし、建物・構築物は2%。
- ・複数の設備導入の場合、法人税額等の20%が上限

当事務所の顧問先でも、医療機械や建設機械の導入により本制度をご利用されている方が多くいらっしゃいます。どの機械・設備等が対象になるのかは、それぞれの工業会によって認定されるため、当事務所では、個別の機械等が対象になっているかは分かりかねます。

本制度の活用も併せてご検討する場合には、本年3月までに設備投資を行い、各メーカー等において、本制度の対象になっているかもご確認ください。